

地方公共団体が条例で定める罰則規定について

法制度における条例は、地方自治法により定められており、地方公共団体がその事務について規定するものである。

普通地方公共団体は、地方自治法第14条第3項に基づいて、条例中に罰則の規定を設けることができる。

1 条例に定めることのできる罰則とは

- 2年以下の懲役もしくは禁錮（行政刑罰※1）
- 100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑（行政刑罰）
- 5万円以下の過料（秩序罰※2）

上記のとおり、通常、条例で定める罰則については、行政刑罰になっており、処罰の手続は、刑事訴訟法によるものとなっている（告発・起訴）。

前回協議会の意見で出された「公表」については、罰則として規定するものではなく、あっせん・調整等の手続の流れの中で行われる助言・勧告等（行政指導）に関する公表規定である。

2 刑罰規定の構成要件の定め方について

罰則規定の構成要件を定める場合には、罪刑法定主義の観点から、次の2点が重要となる。

（1）刑罰法規明確性の原則

刑罰法規の自由保障機能が実質的に機能を果たすためには、処罰の対象となる行為の範囲が明確に規定されていなければならない。処罰の対象となる行為の範囲が不明確であると、どのような場合に処罰され、どのような場合に処罰されないかが判断できない事になるからである。

（2）故意犯処罰の原則

刑法第38条第1項は、「罪を犯す意思がない行為は罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない」と規定する。この規定は、「罪を犯す意思」すなわち「故意」による行為を処罰するのが原則であり、過失による行為を処罰するにはその旨の定めが必要である。この刑法第38条第1項の規定は、同法第8条の規定により、行政刑罰規定にも適用されるので、条例で刑罰を設ける場合にも妥当することになる。

〈参考〉

○ 地方自治法（抜粋）

第一編 総則

第二条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

第三章 条例及び規則

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる

※1 行政刑罰とは、刑法（明治40年法律第45号）に刑名にある罰（死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料）をいう。

行政刑罰には、刑法総則の規定が適用され（刑法第8条）、処罰の手続は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところにより行われる。

※2 秩序罰とは、刑法に刑名のない罰である過料をいう。

過料は、刑罰ではないから刑法総則の規定の適用はなく、処罰の手続は、一般的には非訴訟事件手続法（明治31年法律14号）の定めるところにより行われるが、条例・規則で定める過料については、地方公共団体の長が行政処分（自治法第149条・第255条の3）の形で科し、（自治法第149条・第255条の3）、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができる（自治法第231条の3）。

○ 行政指導について

行政指導とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定のものに一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。